

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
名古屋市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
名古屋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務										
①事務の名称	軽自動車税に関する事務									
②事務の内容 ※	<p>1 概要            (1)本市に定置する軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車)の課税台帳を作成し、課税する。            (2)納稅義務者等の納付等の情報より収納処理を行う。            (3)滞納者に対して、督促状の発付・滞納処分等を行う。            (4)納稅義務者等の申請に基づき、各種証明書を発行する。</p> <p>2 事務の流れ            (1)申告書及び車両検査情報等により軽自動車等の車両情報及び所有者情報等を取得する。            (2)障害者関係情報及び生活保護関係情報等を情報連携基盤システム又は中間サーバ経由で照会し、取得する。            (3)住民登録外者の基本情報を住民基本台帳ネットワーク経由で取得する。            (4)(1)～(3)で取得した情報を基に税額を決定する。            (5)納稅通知書を委託先で作成する。            (6)納稅義務者等に対し、納稅通知書を送付する。            (7)資産情報を情報連携基盤システムを経由して、本市他課へ移転する。            (8)課税情報に基づき、申請に応じて各種証明書等を発行する。            (9)収納情報を管理し、納付された税額等を把握する。            (10)滞納情報を管理し、督促状等の送付及び滞納処分を行う。</p>									
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[        30万人以上        ]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[        30万人以上        ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
[        30万人以上        ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
	5) 30万人以上									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム										
システム1										
①システムの名称	税務総合情報システム(税務システム)									
②システムの機能	<p>1 課税管理機能            (1)車両情報を管理する機能。            (2)課税資料を管理する機能。            (3)納稅義務者等を管理する機能。            (4)課税を行い、課税情報を管理する機能。</p> <p>2 収納管理機能            (1)収納情報を管理する機能。            (2)過誤納金について還付・充当等を行う機能。</p> <p>3 滞納管理機能            滞納情報(滞納者及び滞納税額等)を管理する機能。</p> <p>4 証明書発行機能</p>									
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [    ] 税務システム</p> <p>[    ] その他 ( )</p>									

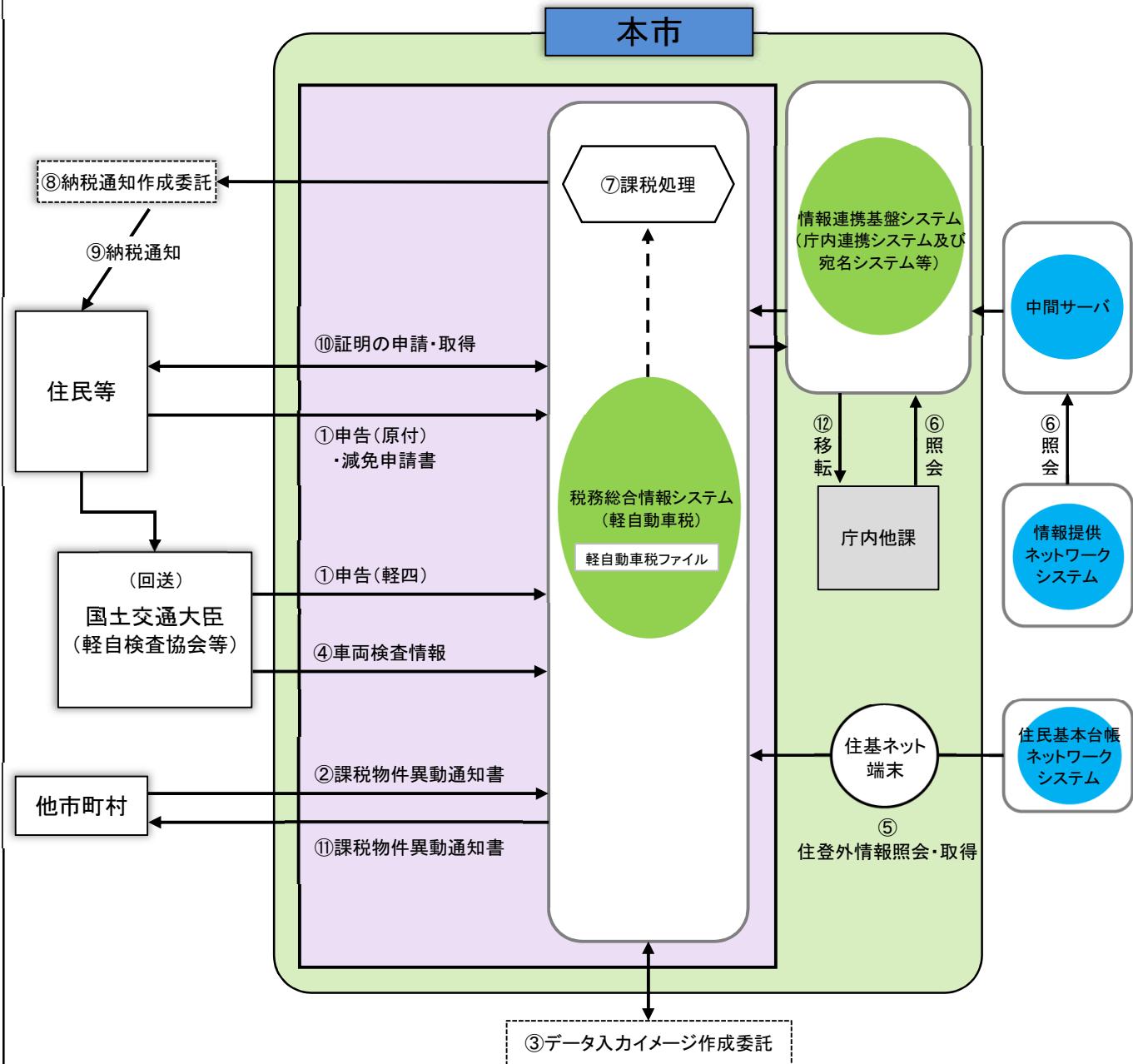
システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)
②システムの機能	<p>1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>5 セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員又は業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>7 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム )</p>

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)及び符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
②システムの機能	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
	<p>1 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1 個人番号により課税情報と障害者関係情報及び生活保護関係情報の結合をより正確かつ効率的に行う。</p> <p>2 他市町村等とネットワークを通じて情報連携することにより、従前に紙媒体において照会していた事項につき、手続の省略化を図る。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1 減免判定に必要な情報をより正確かつ効率的に把握することができる。</p> <p>2 他市町村等とネットワークを通じて情報連携することで、従前に紙媒体において照会していた事項につき、手続の省略化を図ることができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項、同法別表第1の16項及び同法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税務システム整備室
②所属長の役職名	室長
8. 他の評価実施機関	

## (別添1) 事務の内容

### ■軽自動車税の課税事務

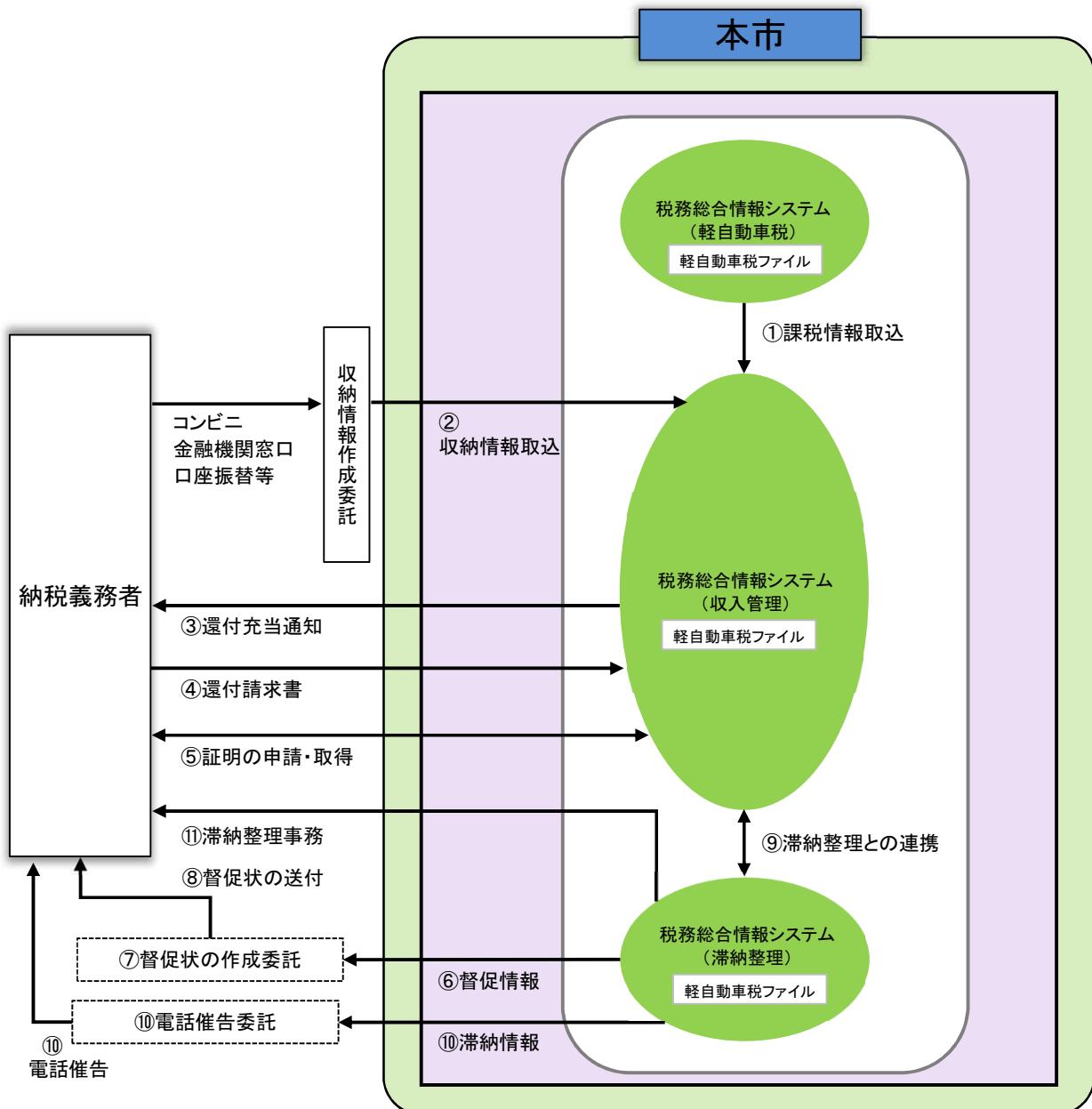


### (備考)

- ①住民等より申告書を取得(一部は自動車登録時に提出され回送)し、車両及び所有者情報等の異動を把握する。
- ②他市町村から車両の転出・廃車等情報(課税物件異動通知書)を受け付け、車両情報の異動を把握する。
- ③申告情報を委託業者にて電子情報化する。
- ④国土交通大臣から提供される車両検査情報等を把握する。
- ⑤住民基本台帳ネットワークシステム端末を利用して、住民登録外者の個人番号を調査する。
- ⑥情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムより、障害者関係情報及び生活保護関係情報の照会を行う。
- ⑦税務総合情報システム(軽自動車税)で課税処理を行う。
- ⑧課税処理で作成した納税通知書情報を委託業者に提供し、納税通知書の作成・封入を行う。
- ⑨納税通知書等を納税義務者へ送付する。
- ⑩住民等の申請により、各種証明書を発行する。
- ⑪車両の転入・廃車等情報(課税物件異動通知書)を他市町村へ送付する。
- ⑫資産情報を府内他課システムへ連携して移転を行う。

(別添1) 事務の内容

■軽自動車税の収納・滞納事務



(備考)

- ①税務総合情報システム(軽自動車税)から連携された課税情報を取り込む。
- ②委託業者において作成した収納情報を、税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。
- ③納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を送付する。
- ④還付請求書を受け付ける。
- ⑤納税義務者等の申請により、納税証明書等を交付する。
- ⑥督促情報を作成し、督促状作成のために委託業者へ提供する。
- ⑦委託業者において督促状の印刷を行う。
- ⑧委託業者において督促状を送付する。
- ⑨滞納整理事務を行うため、課税情報及び収納情報を税務総合システム(滞納整理)に連携する。
- ⑩委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。
- ⑪税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
軽自動車税ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市に軽自動車等を定置する者		
④記録される項目	その必要性	1 適正かつ公平な課税を行うために地方税法第443条、同法第463条の19及び番号法第14条等に基づき、軽自動車等に関する申告情報を保有する。 2 情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムを利用した情報連携をするために、個人を一意に特定する必要がある。	
	<選択肢>		
	[ 100項目以上 ]	1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
	・識別情報		
	[ ○ ] 個人番号	[ ○ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)	
	・連絡先等情報		
	[ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	[ ○ ] 連絡先(電話番号等)	
	[ ] その他住民票関係情報		
	・業務関係情報		
主な記録項目 <b>※</b>	[ ] 国税関係情報	[ ○ ] 地方税関係情報	[ ] 健康・医療関係情報
	[ ] 医療保険関係情報	[ ] 児童福祉・子育て関係情報	[ ○ ] 障害者福祉関係情報
	[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報	[ ] 介護・高齢者福祉関係情報	
	[ ] 雇用・労働関係情報	[ ] 年金関係情報	[ ] 学校・教育関係情報
	[ ] 災害関係情報		
	[ ○ ] その他 ( 個人情報保護依頼 )		
	1 個人番号: 納税義務者を正確に特定するために保有・参照する。		
	2 個人番号対応符号: 他市町村等と情報連携を行うために保有する。		
	3 その他識別情報(内部番号): 本市において、個人を一意に特定するために独自の識別番号(以降、宛名番号と表記)を保有する。		
その妥当性	4 4情報(氏名、性別、生年月日及び住所): 通知書等の送付先情報として使用するために保有する。		
	5 連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するために保有する。		
	6 地方税関係情報: 適正な課税を行うため、賦課期日時点の納税義務者の状況を保有する。		
	7 生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報: 減免判定を行うために保有する。		
	8 個人情報保護依頼: 他市町村等からの照会に対して、DV等の個別事情により、回答を拒否する対象であることを把握するために保有する。		
	全ての記録項目 別添2を参照。		
⑤保有開始日	平成28年1月1日(令和4年1月システム更改予定)		
⑥事務担当部署	総務局行政改革推進部情報化推進課、財政局税務部市民税課及び収納対策課		

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[○] 本人又は本人の代理人						
	[○] 評価実施機関内の他部署 ( スポーツ市民局、健康福祉局 )	)					
	[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 国土交通大臣 )	)					
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 自動車税担当部署、他市町村生活保護担当部 )	署、他市町村障害者福祉担当部署					
	[ ] 民間事業者 ( )	)					
	[ ] その他 ( )	)					
②入手方法	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ					
	[ ] 電子メール	[ ] 専用線 [○] 庁内連携システム					
	[○] 情報提供ネットワークシステム						
	[○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、LGWAN )						
③入手の時期・頻度	1 軽自動車等の申告書等により、隨時入手する。						
	2 軽自動車等の検査情報等につき、国土交通大臣から隨時入手する。						
	3 個人番号、4情報等につき、住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録外者は事務上納税者の特定が必要な時に、その都度更新する。						
④入手に係る妥当性	1 対象となる車両に関する情報等を入手する必要がある。						
	2 納税告知先を把握するため、最新の住民基本台帳を入手する必要がある。						
⑤本人への明示	1 地方税法第463条の19等に明示している。						
	2 課税事務等に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、同法別表第2の第27項により情報提供ネットワークを経由して、情報照会できることが規定されている。						
⑥使用目的 <b>※</b>	1 適正な課税を行うため、課税対象車両に関する情報等を入手する。						
	2 申告情報等を基に効率的に納税義務者の特定を行う。						
	3 課税情報と生活保護関係情報又は障害者関係情報等を効率的に突合する。						
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所及び財政局税務部					
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑧使用方法 <b>※</b>	情報の突合 <b>※</b>	<p>1 本市に定置される軽自動車等に関する情報の登録(更新)し、課税台帳を作成する。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる他市町村等への情報照会及び情報連携基盤システムを利用した本市内の情報連携を行う。</p> <p>3 課税台帳を基に課税決定し、納税義務者に対し、納税通知書を送付する。</p> <p>4 3により決定された税額に基づいて、収納事務及び滞納整理事務を行う。</p>					
	情報の統計分析 <b>※</b>	登録台数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。					
	権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	障害者関係情報及び生活保護関係情報等との突合により、減免判定を行い、税額を決定する。					
	⑨使用開始日	平成28年1月1日					

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> ( 5 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない						
委託事項1	税務総合情報システム再構築・運用保守業務						
①委託内容	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b>        1) 特定個人情報ファイルの全体        2) 特定個人情報ファイルの一部</p> <table border="1"> <tr> <td>対象となる本人の数</td> <td>[ 10万人以上100万人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b>        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</td> </tr> <tr> <td>対象となる本人の範囲 <b>※</b></td> <td>本市に定置される軽自動車等の所有者</td> </tr> <tr> <td>その妥当性</td> <td>1 税務総合情報システム(税務システム)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。        2 法制度改正等に伴うシステム改修を行う際に、本番稼働前に事前テストを行い、正しく稼働することを確認する必要がある。</td> </tr> </table>	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市に定置される軽自動車等の所有者	その妥当性	1 税務総合情報システム(税務システム)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。 2 法制度改正等に伴うシステム改修を行う際に、本番稼働前に事前テストを行い、正しく稼働することを確認する必要がある。
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市に定置される軽自動車等の所有者						
その妥当性	1 税務総合情報システム(税務システム)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。 2 法制度改正等に伴うシステム改修を行う際に、本番稼働前に事前テストを行い、正しく稼働することを確認する必要がある。						
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人以上50人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b>        1) 10人未満 2) 10人以上50人未満        3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満        5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁内の電算エリアでの作業及びバックアップ媒体(暗号化)の運搬、保管 )						
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。						
⑥委託先名	富士通株式会社 東海支社						
再委託	<p>⑦再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託する ] <b>&lt;選択肢&gt;</b>        1) 再委託する 2) 再委託しない</p> <p>⑧再委託の許諾方法</p> <p>再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。</p> <p>⑨再委託事項</p> <p>税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等</p>						
委託事項2	申告書等入力業務						
①委託内容	申告書の分類及び指定項目の税務総合情報システム(税務システム)への入力						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b>        1) 特定個人情報ファイルの全体        2) 特定個人情報ファイルの一部</p> <table border="1"> <tr> <td>対象となる本人の数</td> <td>[ 1万人以上10万人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b>        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上</td> </tr> </table>	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						

	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	申告書等を提出した者
	その妥当性	本委託によるオンライン入力効率が向上することで、納税通知書作成や証明書発行などの事務が円滑に実施される。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ○ ] その他 (市税事務所内の専用端末での作業)	
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	東京ソフト株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3	課税資料情報作成業務	
①委託内容	申告書等のイメージデータの作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	発生申告書及び消滅申告書を提出した者
	その妥当性	軽自動車税種別割の業務においては、申告書等の参照が不可欠であり、イメージデータをオンラインで参照することにより、課税内容の確認や納税者への課税説明などの事務が円滑に実施される。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ○ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	双光エシックス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4	情報連携基盤システムの開発・運用保守				
①委託内容	情報連携基盤システムの開発、運用保守				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	<p>対象となる本人の数</p> <p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	<p>対象となる本人の範囲 ※</p> <p>1 本市の住民(住民基本台帳法(以下「住基法」という)第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む。 2 本市の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 3 本市の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者</p>		
その妥当性	システムの開発・運用保守を実施するために、特定個人情報ファイルを委託の対象にする必要がある。				
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[○] その他 ( 情報連携基盤システムを設置する情報管理室内でのシステムの直接操作 )</p>				
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。				
⑥委託先名	日本電気株式会社 東海支社				
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。			
	⑨再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。)			
委託事項5	税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸借				
①委託内容	税務総合情報システムで使用するサーバ等の賃貸借及び保守。サーバに係る運用。				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	<p>対象となる本人の数</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	<p>対象となる本人の範囲 ※</p> <p>本市に定置される軽自動車等の所有者</p>		
その妥当性	機器の調達先に保守・運用を委託することにより、機器(ハードウェア及びソフトウェア)の仕様を熟知した者に作業を行わせる事ができる。				

③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ ○ ] その他 ( 庁内の電算エリア内の作業 )	
⑤委託先名の確認方法	名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	落札業者(※令和2年4月入札予定)	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	税務総合情報システムで使用するサーバ等の保守。サーバに係る運用。

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 2 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
移転先1	健康福祉局生活福祉部保護課、区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の15項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	生活保護申請者、受給者及び被保護者であった者の所有する資産情報を把握し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	軽自動車税種別割関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請者及び受給者のうち軽自動車等を保有する者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p>
⑦時期・頻度	生活保護申請時(隨時)及び収入申告と課税状況の照合調査時(年1回)
移転先2	健康福祉局生活福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の63項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付申請者、受給者及び受給者であった者の所得情報を把握し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	軽自動車税種別割関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 1万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付申請者、受給者のうち軽自動車等を保有する者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム ] [ <input type="checkbox"/> 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]</p>
⑦時期・頻度	支援給付申請時(隨時)及び収入申告・課税状況の照合調査時(年1回)

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <span style="color:red;">※</span>		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内のディスクにデータとして保管している。</p> <p>(1)主要サーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。</p> <p>(2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。</p> <p>(3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。</p> <p>(4)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p>
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年          4) 3年                  5) 4年                  6) 5年          7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上          10) 定められていない</p> <p>[ 10年以上20年未満 ]</p>
	その妥当性	名古屋市情報あんしん条例施行規程に基づき、賦課更正、決定期間の7年を満たす、最も近い期間(10年)を設定している。ただし、宛名情報については団体内統合宛名番号に紐付く全ての特定個人情報が必要となるまで保管する必要がある。
③消去方法		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (3)機器撤去の際には、機器の保守業者において、保存された情報が読み出しきれないよう処理し、市に結果を書面で報告する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

## 宛名情報

項目名	
1 個人番号	51 郵便番号
2 関連相手先宛名番号	52 電話番号
3 最新宛名番号	53 本籍地
4 宛名番号	54 筆頭者名
5 団体内統合宛名番号	55 前市内市外区分
6 住所情報	56 前市外住所コード
7 市内市外区分	57 前住所自治体コード
8 市外住所コード	58 前住所町名コード
9 住所自治体コード	59 前住所番地コード
10 住所町名コード	60 前住所枝番コード
11 住所	61 前住所小枝番コード
12 住所番地編集区分	62 前住所枝番3コード
13 住所枝番コード	63 前住所番地編集区分
14 住所番地コード	64 前住所
15 住所小枝番コード	65 前住所方書
16 郵便番号	66 自治体コード
17 方書	67 国籍コード
18 氏名情報	68 住定期
19 力ナ氏名	69 住定期出日
20 力ナ名	70 消除日
21 漢字氏名	71 消除届出日
22 漢字名	72 在留期間開始日
23 法人種別コード	73 在留期間終了日
24 法人種別位置区分	74 宛名グループ番号
25 異動情報	75 代表者宛名番号
26 異動事由コード	76 特宛人宛名番号
27 登録元コード	77 宛名履歴番号
28 登録日	78 住所方書
29 異動日	79 力ナ世帯主名
30 届出日	80 漢字世帯主名
31 住民日	81 口座番号
32 住民届出日	82 名義人力ナ氏名
33 終了日	83 名義人漢字氏名
34 開始日	84 受付番号
35 番査更新一最終更新日	85 納税組合番号
36 異動年月日	86 法人番号
37 在留の資格コード	87 組合名
38 送付先住所情報	88 組合長宛名番号
39 履歴番号	89 不詳生年月日
40 世帯番号	90 最終宛名番号
41 世帯識別番号	91 通知書番号付加番号
42 住民番号	92 最終通知書番号
43 検索力ナ氏名	93 旧市外住所コード
44 力ナ通称名	94 旧住所自治体コード
45 検索漢字氏名	95 旧住所町名コード
46 漢字通称名	96 旧住所番地コード
47 生年月日	97 旧住所枝番コード
48 和暦生年月日	98 旧住所小枝番コード
49 登録生年月日	99 旧住所枝番3コード
50 性別	100 旧住所

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

	項目名	
101	中間サーバー受付番号	
102	中間サーバー受付明細番号	
103	照会実施管理番号	
104	同一生計配偶者	
105	身体障害者手帳番号	
106	障害名	
107	精神手帳番号	
108	委託特定個人情報名コード	
109	DVフラグ	
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		
130		
131		
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(共通)		アクセスログ(宛名)	
項目名	項目名	項目名	項目名
1 作成日	1 プログラムID	2 作成時間	2 処理内容
3 自治体コード	3 帳票ID	4 自治体名称	4 発行部数
5 職員コード	5 アクセスコード	6 職員名称	6 処理名
7 所属コード	7 宛名番号	8 所属略称	8 自治体コード
9 端末ID-クライアント	9 税目コード	10 IPアドレス-クライアント	10 車両コード
11 端末ID-サーバ	11 世帯番号	12 IPアドレス-サーバ	12 住民番号
13 サーバ種別	13 個人番号	14 プログラムID	14 個人法人区分名
15 業務コード	15 氏名名称	16 業務名	16 住所
17 処理内容	17 関連先宛名番号	18 発行部数	18 利用者自治体コード
19 事由コード	19 利用者業務コード	20 事由名	20 利用者ID
21 処理名	21 納税者ID	22 個人番号	22 検索宛名番号
23 宛名番号	23 検索カナ氏名・名称	24 世帯番号	24 検索漢字氏名・名称
25 住所	25 検索世帯番号	26 認証	26 検索個人法人区分
27	27 検索個人法人詳細区分	28	28 検索性別
29	29 検索生年月日	30	30 検索電話番号
31	31 検索住所コード1	32	32 検索住所コード2~5
33	33 検索検索区分	34	34 検索消除区分
35	35 納組番号	36	36 検索納組番号
37	37 検索組合名漢字	38	38 検索組合長宛名番号
39	39 検索自治体コード	40	40
41	41	42	42
43	43	44	44
45	45	46	46
47	47	48	48
49	49	50	50

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(収納)		アクセスログ(滞納)	
項目名		項目名	
1 プログラムID		1 プログラムID	
2 処理内容		2 処理内容	
3 帳票ID		3 帳票ID	
4 発行部数		4 発行部数	
5 アクセスコード		5 アクセスコード	
6 メニューボタン名		6 処理名	
7 税目コード		7 調定年度	
8 調定年度		8 課税年度	
9 課税年度		9 税目コード	
10 通知書番号		10 通知書番号	
11 事業年度開始日		11 事業年度開始日	
12 申告区分		12 申告区分	
13 申告連番		13 申告連番	
14 月期別		14 月期別	
15 宛名番号		15 カナ氏名	
16 自治体コード		16 生年月日	
17 人金消込-納付書番号		17 性別コード	
18 再発行-納付書番号		18 住所	
19 過誤納-過誤納番号		19 方書	
20 過誤納-還先宛名番号		20 宛名番号	
21 過誤納-還先氏名		21 世帯番号	
22 督促-納付書番号		22 職員番号	
23 現年催告-納付書番号		23 自治体コード	
24 返戻-納付書番号		24 処分コード	
25 口座引落日		25 調書番号	
26 金融機関		26 納付書番号	
27		27 確認番号	
28		28 口座振替回数	
29		29 標識番号	
30		30 個人番号参照有無	
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

## アクセスログ(軽自動車税)

項目名	
1 プログラムID	51
2 処理内容	52
3 帳票ID	53
4 帳票名称	54
5 発行部数	55
6 アクセスコード	56
7 メニューボタン名	57
8 車両コード	58
9 車両履歴番号	59
10 保留減免履歴番号	60
11 課税年度	61
12 賦課履歴番号	62
13 所有者宛名番号	63
14 使用者宛名番号	64
15 障害者宛名番号	65
16 義務者宛名番号	66
17 標識番号	67
18 所有者住所	68
19 所有者氏名	69
20 使用者住所	70
21 使用者氏名	71
22 障害者住所	72
23 障害者氏名	73
24	74
25	75
26	76
27	77
28	78
29	79
30	80
31	81
32	82
33	83
34	84
35	85
36	86
37	87
38	88
39	89
40	90
41	91
42	92
43	93
44	94
45	95
46	96
47	97
48	98
49	99
50	100

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

## 軽自動車税情報

項目名	
1 車両コード	51 賦課履歴番号
2 車両履歴番号	52 通知税額
3 通知書番号	53 納期限区分
4 標識コード	54 納期限
5 標識記号	55 通知年月日
6 標識番号	56 通知書作成年月日
7 義務者宛名番号	57 納税組合番号
8 所有者宛名番号	58 予定決定区分
9 使用者宛名番号	59 保留减免履歴番号
10 定置場自治体コード	60 開始処理支所コード
11 定置場町名コード	61 解除処理年月日
12 定置場番地コード	62 解除処理支所コード
13 定置場枝番コード	63 納税義務者区分
14 定置場小枝番コード	64 所有者氏名
15 車種コード	65 使用者氏名
16 車名コード	66 旧標識コード
17 型式	67 旧標識記号
18 年式	68 旧標識番号
19 車台番号	69 処理済年月日
20 調定年度	70 受付年月日
21 課税年度	71 受付番号
22 減免額	72 臨時標識番号
23 年税額	73 許可開始日
24 登録処理支所コード	74 許可終了日
25 廃車処理支所コード	75 運転免許証番号
26 課税区分	76 申請者宛名番号
27 調定年月日	77 申請者住所
28 解除理由コード	78 申請者生年月日
29 解除年月日	79 申請者氏名名称
30 格納種別	80 返納年月日
31 申請年月日	81 車両番号
32 開始理由コード	82 所有者の氏名又は名称
33 開始年月日	83 所有者住所具体名
34 開始処理年月日	84 使用者の氏名又は名称
35 障害者宛名番号	85 使用者住所具体名
36 廃車理由コード	86 使用の本拠の位置住所具体名
37 廃車年月日	87 車名
38 初度検査年月	88 用途
39 特例区分	89 自家用・事業用の別
40 原動機型式	90 車体の形状
41 排気量	91 燃料の種類コード
42 定格出力	92 燃料の種類
43 認定番号	93 型式指定番号
44 登録年月日	94
45 登録処理年月日	95
46 廃車処理年月日	96
47 自治体コード	97
48 定置場区分	98
49 定置場枝番3コード	99
50 定置場番地編集区分	100

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

## 収納情報

項目名	項目名
1 区コード	51 収入総本税
2 自治体コード	52 更正前滞縁本税調定額
3 税目コード	53 更正後滞縁本税調定額
4 調定年度	54 不納欠損処理日
5 課税年度	55 内訳調定額
6 通知書番号	56 更正後内訳調定額
7 課税区分	57 延長申告期限
8 連番	58 確定申告日
9 申告区分	59 申告基礎年月日
10 宛名番号	60 法人番号
11 法定納期限	61 指定番号
12 事業年度開始日	62 監督納付番号
13 事業年度終了日	63 監督確認番号
14 申告年月日	64 授命年月日
15 年調定額	65 共有宛名番号
16 本税調定額	66 納付番号
17 本税未納額	67 確認番号
18 本税過誤納額	68 振替調定年度
19 申告加算金調定額	69 振替課税年度
20 申告加算金未納額	70 振替通知書番号
21 更正後申告加算金調定額	71 振替事業年度開始日
22 消込申告加算金	72 振替申告区分
23 納期限	73 振替申告連番
24 変更納期限	74 振替期別
25 法定納期限等	75 振替消込子番
26 指定納期限	76 振替宛名番号
27 調定年月	77 更正元調定年度
28 更正日	78 更正元課税年度
29 更正後調定年月	79 更正元通知書番号
30 更正決定通知日	80 更正元事業年度開始日
31 延滞金調定額	81 更正元申告区分
32 本税収入額	82 更正元申告連番
33 振替金額	83 更正元収納異動連番
34 口座振替日	84 更正元申告年月日
35 完納日	85 調定子番
36 最終領収日	86 宛先識別番号
37 最終収入日	87 前納分納付番号
38 収入日	88 前納分確認番号
39 収入年月日	89 識別番号
40 発生元収入日	90 差替前納付番号
41 申告加算金収入額	91 差替前確認番号
42 延滞金収入額	92 修正前調定年度
43 延滞金未納額	93 修正前課税年度
44 延滞金過誤納額	94 修正前通知書番号
45 前納報奨金	95 修正前事業年度開始日
46 公示日	96 修正前申告区分
47 監督状発行日	97 修正前申告連番
48 監督公示日	98 修正前期月
49 返戻年月日	99 修正前子番
50 滞縁調定本税	100 修正前納付番号

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 修正前確認番号	151 最終更正日
102 修正前宛名番号	152 最終調定本税
103 修正前調書番号	153 不納欠損本税
104 証券番号	154 更正後本税調定額
105 支払人	155 更正後延滞金調定額
106 口座番号	156 更正後督促手数料調定額
107 口座名義人カタ	157 月計終了年月
108 口座名義人漢字	158 更正後内訳調定額
109 過誤納番号	159 通知書作成日
110 還付先宛名番号	160 通知書発行日
111 所得税更正通知日	161 本税納付額
112 更正請求日	162 督促手数料納付額
113 除算期間開始日	163 延滞金納付額
114 除算期間終了日	164 加算金納付額
115 車両コード	165 年金保険者コード
116 車両履歴番号	166 修正前税目コード
117 本税仮消込額	167 修正前自治体コード
118 本税過誤納処理中額	168 修正前領収日
119 督促手数料調定額	169 修正前収入日
120 督促手数料収入額	170 修正前納付区分
121 督促手数料仮消込額	171 修正前収納種別
122 督促手数料未納額	172 修正前納付書種類
123 督促手数料過誤納額	173 修正前消込金額
124 督促手数料過誤納処理中額	174 修正前消込本税額
125 延滞金仮消込額	175 修正前消込督促手数料
126 延滞金過誤納処理中額	176 修正前消込延滞金
127 申告加算金種類	177 修正前消込申告加算金
128 申告加算金仮消込額	178 修正前消込報奨金
129 督促納期	179 修正前括束番号
130 督促取消日	180 修正前括束連番
131 時効予定日	181 修正前年金保険者コード
132 延滞金執行日	182 受付年月日
133 催告書発行日	183 初回支払日
134 催告納期	184 最終支払日
135 内訳調定額	185 支払予定額
136 領収日	186 収入額
137 消込金額	187 仮消込額
138 消込本税額	188 納付予定日
139 消込督促手数料	189 本税分納額
140 消込延滞金	190 督手分納額
141 消込報奨金	191 延滞金分納額
142 括束番号	192 加算金分納額
143 括束連番	193 納付額
144 確認前領収日	194 過誤納発生日
145 収納更正日	195 過誤納金額
146 振替処理日	196 過誤納本税分
147 異動額合計	197 過誤納督促手数料分
148 異動本税額	198 過誤納延滞金分
149 異動督促手数料	199 過誤納還付加算金分
150 異動延滞金	200 未処理金額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
201 未処理本税分	251 充当先事業年度開始日
202 未処理督促手数料分	252 充當先申告区分
203 未処理延滞金分	253 充當先申告連番
204 特徴事業所宛名番号	254 充當先税目コード
205 確定申告期限	255 充當先調定年度
206 免除認定日	256 充當先課税年度
207 減免日	257 充當先通知書番号
208 消失認定日	258 充當先事業年度開始日
209 農地変更日	259 充當先申告区分
210 決裁書発行日	260 充當先申告連番
211 決裁日	261 充當先期別
212 充當処理日	262 充當先消込子番
213 充當執行日	263 充當先月別
214 還付充当通知書発行日	264 充當先宛名番号
215 加算金通知書発行日	265 充當先未納本税分
216 還付本税加算金	266 充當先未納督促手数料分
217 還付延滞金加算金	267 充當先未納延滞金分
218 還付金額	268 充當先未納申告加算金分
219 還付加算金	269 充當先本税分
220 還付請求日	270 充當先督促手数料分
221 還付支払予定日	271 充當先延滞金分
222 還付支払日	272 充當先申告加算金分
223 還付支払自治体コード	273 充當先納期限
224 還付時効日	274 充當加算金
225 歳入還付支払日	275 充當本税加算金
226 歳出還付支払日	276 充當延滞金加算金
227 過誤納期別	277 還付元税目コード
228 過誤納子番	278 還付元調定年度
229 発生調定本税分	279 還付元課税年度
230 発生収入本税分	280 還付元通知書番号
231 発生元領収日	281 還付元事業年度開始日
232 充當金額	282 還付元申告区分
233 充當元税目コード	283 還付元申告連番
234 充當元調定年度	284 還付元期別
235 充當元課税年度	285 還付元消込子番
236 充當元通知書番号	286 還付元月別
237 充當元事業年度開始日	287 還付元宛名番号
238 充當元申告区分	288 還付元本税分
239 充當元申告連番	289 還付元督促手数料分
240 充當元期別	290 還付元延滞金分
241 充當元消込子番	291 更正前控除不足額
242 充當元月別	292 更正後控除不足額
243 充當元宛名番号	293 取戻額
244 充當元本税分	294 確定申告受付日
245 充當元督促手数料分	295 賦課決定日
246 充當元延滞金分	296 納税通知書発付日
247 充當先税目コード	297 取戻発生日
248 充當先調定年度	298 返還金管理番号
249 充當先課税年度	299 返還確定日
250 充當先通知書番号	300 返還指定額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
301 利息相当額	351 増減調定額内訳
302 収還時期別調定額	352 累計調定額内訳
303 収還時期別収入額	353 累計調定額到来内訳
304 収還時内訳消込額	354 増減収入額内訳
305 収還時内訳異動額	355 累計収入額内訳
306 収還金内訳額	356 累計収入額到来内訳
307 文書発行日	357 共通納税－地方公共団体コード
308 公示入力日	358 共通納税－納税者ID
309 調査年月日	359 共通納税－収納団体番号
310 加算金調定額	360 共通納税－納付番号
311 加算金収入額	361 共通納税－納付区分
312 加算金仮消込額	362 共通納税－確認番号
313 本税通知額	363 共通納税－履歴番号
314 督促手数料通知額	364 管理ファイル取込日
315 延滞金通知額	365 納付ファイル取込日
316 加算金通知額	366 入金ファイル取込日
317 記事死名番号	367 共通納税－申告区分
318 記事作成日	368 共通納税－税目区分
319 更新前催告書発行日	369 共通納税－期別－自
320 更新前催告納期	370 共通納税－期別－至
321 旧税目コード	371 共通納税－申告受付番号
322 旧調定期	372 共通納税－申告受付日
323 旧課税年度	373 共通納税－利用者ID
324 旧通知書番号	374 共通納税－納付者名フリガナ
325 旧事業年度開始日	375 共通納税－納付者名
326 旧事業年度終了日	376 共通納税－本税等合計額
327 旧申告区分	377 共通納税－延滞金合計額
328 旧申告連番	378 共通納税－納期限
329 旧期別	379 共通納税－延滞金計算開始年月日
330 現年調定期	380 共通納税－入金年月日
331 現年収入額	381 共通納税－納付年月日
332 現年過誤納額	382 氏名カナ
333 現年還付未済額	383 氏名漢字
334 現年未納額	384 今回請求金額合計
335 現年仮収入額	385 請求本体金額
336 現年還付済額	386 請求固定延滞金額
337 現年充当済額	387 納付情報変更年月日
338 過年調定期	388 延滞金計算開始年月日
339 過年収入額	389 今回支払金額合計
340 過年過誤納額	390 支払納付額
341 過年還付未済額	391 支払延滞金額
342 過年未納額	392 作成時宛名番号
343 過年仮収入額	393 作成時最新宛名番号
344 過年還付済額	394 最新宛名番号
345 過年充当済額	395 漢字氏名名称
346 増減調定期	396 住所方書
347 累計調定期	397 徴収区コード
348 増減収入額	398
349 累計収入額	399
350 累計不納欠損額	400

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

## 滞納情報

項目名	項目名
1 区コード	51 延滞金分納額
2 自治体コード	52 加算金分納額
3 宛名番号	53 公壳連番
4 最終納付年月日	54 売却連番
5 最終催告年月日	55 入札開始年月日
6 引継年月日	56 入札開始時刻
7 受入年月日	57 入札終了年月日
8 完結年月日	58 入札終了時刻
9 移管年月日	59 開札年月日
10 訪問予定年月日	60 開札開始時刻
11 訪問予定日	61 公壳場所
12 訪問予定時刻	62 見積価額
13 最終催告期限	63 公壳保証金
14 催告停止日	64 売却決定年月日
15 催告停止期限	65 売却決定時刻
16 返戻年月日	66 売却決定場所コード
17 時効予定日	67 売却決定場所
18 世帯番号	68 代金納付期限
19 調書番号	69 代金納付時刻
20 調定年度	70 最高価決定年月日
21 課税年度	71 最高価申込者郵便番号
22 通知書番号	72 最高価申込者氏名
23 事業年度開始日	73 最高価申込者住所
24 申告区分	74 最高価申込者方書
25 申告連番	75 最高価申込価額
26 期別	76 次順位決定年月日
27 納期限	77 次順位申込者郵便番号
28 変更納期限	78 次順位申込者氏名
29 法定納期限	79 次順位申込者住所
30 事業年度終了日	80 次順位申込者方書
31 本税処分額	81 次順位申込価額
32 質手処分額	82 財産番号
33 延滞金処分額	83 調査年月日
34 加算金処分額	84 財産内容
35 受付番号	85 解除年月日
36 受付年月日	86 解除事由コード
37 証券番号	87 解除番号
38 支払期日	88 履行期限
39 指定期日	89 権利者番号
40 振出年月日	90 権利者氏名カナ
41 振出人氏名漢字	91 権利者氏名漢字
42 振出人住所漢字	92 権利者住所漢字
43 支扱人	93 権利者方書漢字
44 支払場所	94 郵便番号
45 決済年月日	95 電話番号
46 返却年月日	96 連絡先種別コード
47 不渡年月日	97 連絡先名称カナ
48 代金取立明細日	98 連絡先名称漢字
49 本税分納額	99 連絡先住所漢字
50 質手分納額	100 連絡先方書漢字

## (別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 連絡先郵便番号	151
102 連絡先電話番号	152
103 連絡先内線番号	153
104 連絡先FAX	154
105 メールアドレス	155
106 異動年月日	156
107 異動事由コード	157
108 本籍地	158
109 筆頭者	159
110 勤務先郵便番号	160
111 勤務先	161
112 所得金額	162
113 所得金額対象年	163
114 最新宛名番号	164
115 本税停止額	165
116 訴促手数料停止額	166
117 延滞金停止額	167
118 申告加算金停止額	168
119 本税欠損額	169
120 訴促手数料欠損額	170
121 延滞金欠損額	171
122 申告加算金欠損額	172
123 完納年月日	173
124 停止年月日	174
125 欠損年月日	175
126 公壳配当日	176
127 領収年月日	177
128 収入年月日	178
129 本税充当額	179
130 訴促手数料充当額	180
131 延滞金充当額	181
132 申告加算金充当額	182
133 納付書番号	183
134	184
135	185
136	186
137	187
138	188
139	189
140	190
141	191
142	192
143	193
144	194
145	195
146	196
147	197
148	198
149	199
150	200

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 税務総合情報システム（税務システム）における措置            (1)税務総合情報システム（税務システム）への情報登録の際に、申告書等の内容確認や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。また、地方税法に基づいて提出される申告書は、本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、対象者の情報しか入手することができない。            (2)情報連携基盤システム（宛名システム等）の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて対象者の確認を行う。なお、情報連携基盤システム（宛名システム等）を通じて情報入手する際は、税業務の対象者以外の情報を入手できない仕組みとなっている。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 事務上における措置            (1)法定の情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。            (2)不必要的書類は受け取らないようにする。不必要的書類を提出された場合は返還する。            (3)申告書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申告者が自己以外の申告を誤って行うことのないようにする。            (4)課税資料の提出があった場合、本市に出すべきものであるかどうかの確認を厳格に行い、他市町村分であることが判明した場合は返却又は回送する。            (5)住民基本台帳ネットワークシステムからは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。</p>
その他の措置の内容	目的外の情報収集を行わないよう、利用者に対して情報保護に関する研修等を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[                  十分である                  ]                  &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                  2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置            納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出する。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置            住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[                  十分である                  ]                  &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                  2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 事務上における措置            番号法施行規則に従い、以下の措置を実施する。            (1)個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの（運転免許証、公的医療保険の被保険者証等）等の提示を受ける。            (2)受領した申告書等の内容と税務総合情報システム（税務システム）の宛名情報の一致を確認する。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置            住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 事務上における措置            番号法施行規則に従い、以下の措置を実施する。            (1)個人番号カード等の提示を受ける。            (2)住民基本台帳ネットワークシステム又は情報連携基盤システム（宛名システム等）で確認を行う。            (3)本市から発行された書類等に記載されている個人番号については、真正性が担保されている。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置            住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。</p>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 事務上における措置            (1)特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行っている。            (2)申告内容を課税台帳等で確認し、誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置            (1)住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。            (2)住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 事務上における措置            (1)申告書等につき、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、関係者以外は入室できない場所に保管する。また、申告書等の回送につき、鍵付きの箱に入れて搬送する。            (2)申告書等につき、市税事務所等に納税義務者等が来庁する場合は、窓口で対面にて確実に収受する。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置            LGWANを除き、外部と直接接続できない仕組みとしている。</p> <p>3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置            アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      特に力を入れている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 情報連携基盤システムにおける措置            (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。            (2)許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置            (1)税務事務に必要な情報を持有しない。            (2)共通情報については、事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。            (3)情報連携基盤システムへ接続できる処理を限定し、必要な情報を取得できないように制限している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	
		1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置            (1)税務総合情報システム(税務システム)を利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に付与されるIDと生体認証又はパスワード認証を実施する。            (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピュータ一名による端末認証を行う。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。            (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。)            (2)システム連携時には、システムの認証を実施する。</p>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置            利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)発行            利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。            (2)失効            利用期間満了時に自動的に失効される。            また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は自動的に失効される。</p>	1) 行っている	2) 行っていない
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	
具体的な管理方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置            定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を変更又は削除する。また、組織改正、制度改正及び税務総合情報システム(税務システム)改修時等にもアクセス権限の確認を行う。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更又は削除する。</p>	1) 行っている	2) 行っていない
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢>	
具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置            保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を保管する。            なお、システム管理者に加え、利用部署の所属長も利用記録を検索・閲覧することができる。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。            (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)</p>	1) 記録を残している	2) 記録を残していない
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容		<p>1 事務上における措置            (1)事務外でファイルを利用してはならないことを研修により指導している。            (2)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置            利用履歴を管理しており、事務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置            (1)システムの操作ログ、特定個人情報ファイルのアクセスログを記録する。            (2)許可のない情報にはアクセスできないように制限する。</p>		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置            (1)ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、操作権限を設定している。            (2)外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。            (3)外部記録媒体に情報を書き出しできる利用者を限定し、ログ(日時、利用者情報及びファイル情報)を記録している。            (4)電子メールを利用できる機器を限定するとともに、外部への送信時に所属長の許可を必要とし、送信データを保管するメールフィルターを導入している。            (5)ファイルの不必要的複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導している。            (6)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。</p> <p>2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置            (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。            (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。</p>		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
1 特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 (1)端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。また、必要に応じて覗き見防止フィルターをディスプレイに施している。 (2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク				
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク				
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク				
委託契約終了後の不正な使用等のリスク				
再委託に関するリスク				
情報保護管理体制の確認		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            実作業を行う委託先の選定にあたっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク(以下「プライバシーマーク」という)又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関からISMS(以下「ISMS」という)を取得していることを受託者の要件とし、情報保護管理体制を確保している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            委託契約の締結に当たり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。</p>		

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[      制限している      ]	<選択肢>	
		1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)本市施設内部で作業を行う委託業務においては、業務計画書等により、作業期間、作業内容、作業者及び作業範囲を明確にし、これに応じた必要最低限の処理権限等を付与する。また、受託者に実施状況を報告させている。            (2)(1)以外の委託業務については、目的外の利用を禁止するとともに、情報を取り扱うことができる人の範囲を定めていることを確認している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)作業実施体制の提出を求める。            (2)作業実施に当たり必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。</p>		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[      記録を残している      ]	<選択肢>	
具体的な方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            本市施設内部で作業を行う委託業務においては、アクセスログ、操作ログ等を記録している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)システムの操作ログ、アクセスログを記録する。            (2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。</p>		
	[      定めている      ]	<選択肢>	
特定個人情報の提供ルール		1) 定めている	2) 定めていない
	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)提供を原則禁止し、やむを得ない場合は、委託者の承認を得ることとしている。            (2)委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認めるときは実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)提供を禁止する。            (2)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)本市施設内部で作業を行う委託業務においては、外部への持ち出しを禁止している。            (2)(1)以外の委託業務では、原則としてデータを暗号化することとし、鍵付きの堅牢な容器で搬送する。            (3)媒体等の授受時には、身分証を確認し、授受簿にその内容を記録する。            (4)委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認めるときは実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)庁舎外への持ち出しを禁止する。            (2)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>		
	[      定めている      ]	<選択肢>	
特定個人情報の消去ルール		1) 定めている	2) 定めていない
	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確實かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求めるなど、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。その他の証拠を添えた証明書等を提出することとしている。</p>		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。            (2)第三者に許可なく開示あるいは漏えいしてはならないこと。            (3)目的外に使用してはならないこと。            (4)漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。            (5)許可なく複写・複製しないこと。            (6)情報保護に関する報告の求め、及び実地調査の求めに応ずること。            (7)漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。            (8)従事者の教育を実施すること。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)番号法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。            (2)第三者に開示あるいは漏えいしてはならないこと。            (3)目的外に使用してはならないこと。            (4)漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。            (5)許可なく複写・複製しないこと。            (6)漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。            (7)従事者の教育を実施すること。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置            (1)許可のない再委託を禁止する。            (2)情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。            (3)再委託先での上記の遵守状況を報告させるとともに、必要がある場合は実地調査を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置            (1)許可のない再委託を禁止する。            (2)特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。            (3)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。</p>
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ 提供・移転しない ]		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<p>1 事務上における措置            特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録(情報名、日付、相手方等)を残し、10年間保存する。</p> <p>2 税務総合情報システム(税務システム)における措置            庁内の提供・移転については、情報連携基盤システムで記録を保持する。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置            (1)情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。            (2)取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。</p>

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)名古屋市個人情報保護条例に基づき、以下のルールを遵守している。</p> <p>ア 提供 特定個人情報など重要性の高い行政情報(特定個人情報を含む)は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、外部への提供を可能としている。</p> <p>イ 移転 移転先における情報の利用目的・根拠、情報管理体制等を含む利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)移転・提供元によって許可された移転・提供先にのみ移転・提供する。 (2)定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。</p>
その他の措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 (2)情報連携基盤システム(宛名システム等)はデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可し、データを移転している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 原則として、データ保護の仕組みが確立した情報連携基盤システム(宛名システム等)を通して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が連携されることを防止している。 なお、上記により難い場合は媒体等を使用するが、必ずデータを暗号化している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)誤った情報を提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 提供・移転する特定個人情報について、税務総合情報システム(税務システム)で整合性をチェックしている。 イ 税務総合情報システム(税務システム)の機能改修時においては、当該改修に関係する特定個人情報につき、正しい情報を提供・移転できるかについて十分なテストを行っている。</p> <p>(2)誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 情報連携基盤システム(宛名システム等)を経由して提供・移転する場合、照会元からの照会要求に対象者の共通宛名番号を指定することを必須としており、対象者の情報であることを担保している。 イ 電子記録媒体を使用して提供・移転する場合、データの暗号化を行い、移転先毎に異なる復号キーを設定している。 ウ 紙媒体等により提供・移転する場合、提供・移転する特定個人情報について、複数の担当者による二重チェックを実施している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置            (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置          (1)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。          (2)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。          (3)情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。          (4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置          (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。          (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          (3)中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
--------------	--

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置	
(1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	
2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置	
(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策  具体的な対策の内容	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)主要サーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)端末は原則としてシンクライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (5)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	
	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。	
	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑥技術的対策  具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限を行う。 (2)ウイルス対策ソフトを使用して定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的にパターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じて修正プログラムを適用する。 (4)ソフトウェア導入は、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとし、不正なプログラムの導入を防止する。	
	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 (2)ウイルス対策ソフトウェアを導入する。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑦バックアップ  具体的な対策の内容	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。				
再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。				
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。  2 情報連携基盤システムにおける措置 死者以外の個人番号と同様に管理する。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)住民登録者の宛名情報は情報連携基盤システム(宛名システム等)を介して定期的に更新する。 (2)住民登録外者の宛名情報は、税務調査や申告書等の提出等により把握した情報を随時反映している。 (3)税務調査や申告書等の提出等による税額等の変更を随時更新する。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 (2)住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保管期間の過ぎた特定個人情報をバッチ処理で消去する。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。また、保管期間の過ぎたバックアップデータも消去する。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2)接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

## IV その他のリスク対策 \*

### 1. 監査

①自己点検	[      十分に行ってている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>1 事務上における措置 (1)税務事務を実施する各課において、毎月1回自己点検を実施している。 (2)税務事務に従事する全ての職員が毎年1回自己点検を実施している。 (3)システム運用・保守業務に従事する職員及び事業者は毎月自己点検を実施している。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等とのおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[      十分に行ってている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>1 事務上における措置 情報保護に関する外部監査又は内部監査又は内部点検のいずれかを、少なくとも年1回実施することを定めている。概ね5年を周期として、外部監査(本監査・フォローアップ監査)、内部監査(2回程度)又は内部点検(1回程度)を行っている。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2)(1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      特に力を入れて行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>1 名古屋市における措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。</p> <p>2 事務上における措置 (1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。 (2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。 (3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。 (4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

### 3. その他のリスク対策

1 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
--

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室
②請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税ファイル(軽自動車税)
公表場所	市政情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等に関する問合せがあれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

## VI 評価実施手続

<b>1. 基礎項目評価</b>	
①実施日	令和2年3月24日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</li> <li>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</li> <li>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</li> <li>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</li> </ol>
<b>2. 国民・住民等からの意見の聴取</b>	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
<b>3. 第三者点検</b>	
①実施日	
②方法	
③結果	
<b>4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】</b>	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.11】Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本電気株式会社	日本電気株式会社 東海支社	事後	重要な変更にあたらない (支社名を追記)
平成29年1月27日	【P.16】Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)団体内統合宛名番号に紐付く特定個人情報の情報連携が不要になった時点で削除する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。  2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	重要な変更にあたらない (消去方法の追記。)
平成29年1月27日	【P.31】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	事後	重要な変更にあたらない (記録項目を追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.32】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。	2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。	事後	重要な変更にあたらない (アクセス権の設定を追記)
平成29年1月27日	【P.33】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(2)システムの操作ログ、アクセスログを3年間保存する。	(2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	事後	重要な変更にあたらない (保存期間の延長)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその他内容	<p>1 ケース1 約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリを金庫から取り出した後に、窓口で市民に声をかけられ対応しているうちに庁舎内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p> <p>2 ケース2 132名の登録者に対し、情報提供の為に電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところを「CC」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となつた。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p>3 ケース3 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となつた。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462 件あつた。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p>4 ケース4 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の応対などをしているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p>	<p>1 ケース1 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となつた。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462 件あつた。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p>2 ケース2 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の応対などをしているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p>	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1 ケース1、4 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 2 ケース2、3 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	1 ケース1 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 2 ケース2 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようシステム改修を行った。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成29年1月27日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク3 消去手順 手順の内容	2 情報連携基盤システムにおける措置 不要となった情報は定期的に削除する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2)接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。	事後	重要な変更にあたらない (手順の内容の追記)
平成29年1月27日	【P.40】Ⅳその他のリスク対策 1監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 運用規則等に基づき、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	重要な変更にあたらない (具体的なチェック方法の追記)
平成29年1月27日	【P.40】Ⅳその他のリスク対策 1監査 ②監査 具体的な内容	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムについて、監査を行う。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2)(1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。	事後	重要な変更にあたらない (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.40】IV その他のリスク対策 2 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>1 事務上における措置 (1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。 (2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。 (3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。 (4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>2 情報連携基盤システムにおける措置 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>1 名古屋市における措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。</p> <p>2 事務上における措置 (略)</p> <p>3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)</p> <p>4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略)</p>	事後	重要な変更にあたらない (具体的な方法を追記)
平成30年3月12日	【P.31】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。	<p>2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。)</p>	事後	重要な変更にあたらない (認証方法の厳格化によりリスクを軽減させる)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月12日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	1 ケース1 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 2 ケース2 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の応対などをしているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年3月12日	【P.39】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1 ケース1 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 2 ケース2 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱について規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年12月3日	【P.6】I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 財政局税務部 ②所属長 財政局税務部主幹 新美 聖星	①部署 財政局税務部税務システム整備室 ②所属長の役職名 室長	事後	重要な変更にあたらない (様式の改正及び組織の変更)
平成30年12月3日	【P.10】Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略) [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	(略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	事後	重要な変更にあたらない (入手方法の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	【P.10】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(略) 2 軽自動車等の検査情報等につき、国土交通大臣から入手する。(時期未定) (略)	(略) 2 軽自動車等の検査情報等につき、国土交通大臣から随時入手する。 (略)	事後	重要な変更にあたらない (入手時期の修正)
平成30年12月3日	【P.41】Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税制課税務システム係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらない (組織の変更)
令和1年12月2日	【P.39】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
令和1年12月2日	【P.39】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱について規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
	【P.3】Ⅰ 基本情報 ②事務の内容 2 事務の流れ	(4)(1)(2)で取得した情報を基に	(4)(1)～(3)で取得した情報を基に	事後	重要な変更にあたらない (誤記の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.7、8】(別添1)事務の内容	—	(図追加)軽自動車税ファイル	事後	重要な変更にあたらない (具体的な内容の追記)
	【P.8】(別添1)事務の内容	<図及び備考欄> ⑩税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。 ⑪委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。	<図及び備考欄> ⑩委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。 ⑪税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。	事後	重要な変更にあたらない (記載順の見直し)
	【P.9】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	1 適正かつ公平な課税を行うために地方税法第442条の2、同法第447条及び番号法第14条等に基づき、軽自動車等に関する申告情報を保有する。	1 適正かつ公平な課税を行うために地方税法第443条、同法第463条の19及び番号法第14条等に基づき、軽自動車等に関する申告情報を保有する。	事後	重要な変更にあたらない (法令の改正による条文の変更)
	【P.9】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日(令和4年1月システム更改予定)	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う記載の修正)
	【P.10】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民経済局	スポーツ市民局	事後	重要な変更にあたらない (市組織の改正に伴う変更)
	【P.10】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(略) [○]フラッシュメモリ (略) [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム)	(略) [ ]フラッシュメモリ (略) [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、LGWAN)	事後	重要な変更にあたらない (入手方法の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.10】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	1 地方税法第447条等に明示している。	1 地方税法第463条の19等に明示している。	事後	重要な変更にあたらない (法令の改正による条文の変更)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務総合情報システム運用・保守	税務総合情報システム再構築・運用保守業務	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ]専用線 (略) [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	[○]専用線 (略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本電気株式会社 東海支社	富士通株式会社 東海支社	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	上記委託内容のうち、本市庁内作業エリア内で行う作業	税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	軽自動車税の業務においては、申告書等の参照が不可欠であり、イメージデータをオンラインで参照することにより、課税内容の確認や納税者への課税説明などの事務が円滑に実施される。	軽自動車税種別割の業務においては、申告書等の参照が不可欠であり、イメージデータをオンラインで参照することにより、課税内容の確認や納税者への課税説明などの事務が円滑に実施される。	事後	重要な変更にあたらない (法令の改正による記載の修正)
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	税務総合情報システム用機器の賃貸借	税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸借	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	税務総合情報システムで使用する端末機・サーバ・汎用機等の賃貸借及び保守。端末・サーバに係る運用。データバックアップの遠隔地保管。	税務総合情報システムで使用するサーバ等の賃貸借及び保守。サーバに係る運用。	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) [ ]その他	(略) [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) [○]その他(庁内の電算エリア内での作業)	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社JECC	落札業者(※令和2年4月入札予定)	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託先の変更)
	【P.14】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	税務総合情報システムで使用する端末機・サーバ・汎用機等の保守。端末・サーバに係る運用。データバックアップの遠隔地保管。	税務総合情報システムで使用するサーバ等の保守。サーバに係る運用。	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	区役所区民福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課	区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課及び支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	軽自動車税関係情報	軽自動車税種別割関係情報	事後	重要な変更にあたらない (法令の改正による記載の修正)
	【P.15】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	軽自動車税関係情報	軽自動車税種別割関係情報	事後	重要な変更にあたらない (法令の改正による記載の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.16】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内のディスクにデータとして保管している。 (1)略 (2)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。 (3)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内のディスクにデータとして保管している。 (1)略 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報の保管場所)
	【P.16】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (3)機器撤去の際には、機器の保守業者において、保存された情報が読み出しできないよう処理し、市に結果を書面で報告する。	事前	重要な変更にあたらない (記録装置の論理・物理破壊の追加によるリスク軽減)
	【P17-28】 (別添2)特定個人番号ファイルの記録項目	—	別添2参照	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う新規作成)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>【P.31】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	(2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてIPアドレスによる端末認証を行う。	(2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う。	事前	重要な変更にあたらない (ユーザ認証方法の変更によるリスク軽減)
	<p>【P.31】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を自動発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。</p>	<p>1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。</p>	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。))
	<p>【P.32】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	(2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピーには端末番号と印刷日時を表示する。	(2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。	事前	重要な変更にあたらない (ハードコピーの制限によるリスク軽減)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.33】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求めるなど、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。	事前	重要な変更にあたらない (電子情報の消去状況確認の追加によるリスクの軽減)
	【P.34】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転の記録	1 事務上における措置 公用閲覧簿等に閲覧記録(情報名、日時、相手方及び根拠等)を残し、3年間保存する。	1 事務上における措置 特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録(情報名、日付、相手方等)を残し、10年間保存する。	事後	重要な変更にあたらない (保存年限の延長等によるリスク軽減)
	【P.38】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。 (3)端末は原則としてシンクライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (4)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)端末は原則としてシンクライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (5)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。))
	【P.41】V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①連絡先	名古屋市役所市民経済局市民生活部市政情報室市政情報係	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)